

特別養護老人ホーム 静霞園 利用料金表 《従来型多床室》

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、介護保険負担割合証に示す割合で算出されます。一割負担の方は以下ようになります。

☆当施設は介護保険法に定める地域区分(六級地)により、介護サービス費の単価が10.27円となります。

	利用者負担段階	①介護サービス費 (日額)	②居住費 (日額)	③食費 (日額)	日額	月額 (30日で算定)
要介護5	第4段階	814 <small>(1割負担の額)</small>	840	1,380	3,034	91,020
	第3段階		370	650	1,784	53,520
	第2段階		370	390	1,524	45,720
	第1段階		0	300	1,114	33,420
要介護4	第4段階	749 <small>(1割負担の額)</small>	840	1,380	2,969	89,070
	第3段階		370	650	1,719	51,570
	第2段階		370	390	1,459	43,770
	第1段階		0	300	1,049	31,470
要介護3	第4段階	682 <small>(1割負担の額)</small>	840	1,380	2,902	87,060
	第3段階		370	650	1,652	49,560
	第2段階		370	390	1,392	41,760
	第1段階		0	300	982	29,460
要介護2	第4段階	614 <small>(1割負担の額)</small>	840	1,380	2,834	85,020
	第3段階		370	650	1,584	47,520
	第2段階		370	390	1,324	39,720
	第1段階		0	300	914	27,420
要介護1	第4段階	547 <small>(1割負担の額)</small>	840	1,380	2,767	83,010
	第3段階		370	650	1,517	45,510
	第2段階		370	390	1,257	37,710
	第1段階		0	300	847	25,410

※第1段階から第3段階の負担軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

○体制加算（共通して加算される費用）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度化対応による加算	36	1080
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師1名を配置	4	120
看護体制加算（Ⅱ）	基準より多く看護職員を配置	8	240
栄養マネジメント加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	14	420
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	朝夕を含む夜間帯に職員を厚く配置している場合	13	390
口腔衛生管理体制加算	歯科医師の指導の下、口腔ケアを実施		30
介護職員処遇改善加算	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、8.3%を乗じた単位数が加算されます。		

○個別加算（該当者のみに加算される費用）

加算項目	内容等	日額	1回の料金
初期加算	入所後30日間	30	—
外泊加算	外泊入院時、月に6日まで	246	—
療養食加算	療養食の提供	18	—
看取り介護加算1	死亡日からさかのぼり30日目から4日前まで	144	—
看取り介護加算2	死亡日の前々日と前日	680	—
看取り介護加算3	死亡した日	1280	—
退所前訪問相談援助加算	2回限り算定		460
退所時援助加算	1回限り算定		400
退所前連携加算	1回限り算定		500

○保険対象外費用（食費・居住費は除く）

項目	内容	料金
特別な食事	特別な食事の提供	実費
理美容代	理容サービスの提供	実費
貴重品管理	口座の出納管理	500円/月
レクリエーション・クラブ費	材料費、入場料等	実費
文書料	サービス提供記録の写しの提供	10円/枚
嗜好品購入代行	嗜好品をご家族に代わって購入	実費